

三

に、スライド制の問題でございます。これは開体の要望等もござりまするし、国会の附帯決議にものこの問題が取り上げられてあります、今回の改正で、一応解決する仕組みになつております。当然、これはこの制度の本質から申しまして、給付の事由が発生した當時で年金が終身固定するという、そういう制度がもとになつております。これは物価あるいは賃金の変動に伴いまして、非常に将来、組合員に、受給者に不安を与えるという状況で、この点を他の年金と同じように修正されまして、いわゆるスライド制——条文では国民の生活水準その他諸事情に著しい変動が生じた場合には、年金額をすみやかに改定する、そういう趣旨のものが入っておりますが、ただ、国家公務員法の場合には、その規定がやはり多少違つておるわけでございまして、国家公務員の給与、物価の変動といふふうに例示がございます。給与の形態等が一つの事例となつて例示されて、条文にあらわれておるにもかかわらず、今回の年金制度のほうについては、これが多少抽象化された生活水準その他の諸事情に著しい変動といふようなことでございますが、これは、両者の運用の面では条文が違つておつても、同じ趣旨に運用されるのかどうかといふことが一つと、それから著しい変動といふような、きわめてこれは抽象的な字句が使ってござりますけれども、実際の運用の面で何が基準を設けておやりになるのかどうか。これは別の場合で、社会党案には何かそこに具体的に五名の物価の変動といふようなことがちゃんとどうなわれておるやにも聞いておりますけれども、ただ、著しい変動といふ政府案の改正点は、あまりに抽象に過ぎて、どういう運用になるのか、その辺若干の疑問がござりますので、その点もあわせて方針を明示していただきたい。

について、一定の基準を設けて、それによってやりになるのか、この点将来どういうふうなお考えになっているのか、この点もひとつ、官崎委員の質問にもこの点がございましたが、もう少し明確にわかつておれば、その運用の具体的な方針について御説明を願いたいと思うわけでございます。

○政府委員(和田正明君) スライド制の原則につきまして、三つのお尋ねがございましたわけですが、第一点の、国家公務員法の改正規定と、今回この農林年金の改正規定とが、同じスライドの原則をかきながら、若干文言に違いがあるが、趣旨は違うのかということが第一点であつたと思うのでございますが、結論から申しますと、政府内部の意思統一としては、両方とも同一の趣旨内容のものであるというふうに考えておるわけでございます。同一のものでありながら、若干文章の形式がかわらざるを得ませんでしたのは、御承知のように、國家公務員の給与につきましては、法律で給与体系ができ上がっておりますので、そういうことばを国家公務員法のほうではそのまま使うことことができたのでございますが、農林年金の加入の団体は、非常に数多いのみならず、全体を通しての給与水準等がございませんので、その変化ということを申しましても、非常に千差万別になります関係で、組合員の給与ということばを入れなかつたのでござりますが、そういう形の上の差はございますが、規定の趣旨目的は全く同様だとうふうにお考えをいただきたいと思います。

それから第二は、非常に諸事情の著しい変動を生じた場合といふふうに抽象的であるが、もう少し具体的な基準ができるないのかと、いうお尋ねでございますが、これは今後この規定が、ことばは悪いかもしませんが、単に、お経の文句でなしに、今後農林年金の年金受給者の給付について、諸事情の変化に応じて改善をしていくといふ基本的な姿勢を示したものでございますから、單に規定が入つたということで、これを運用しないでいいといふ性質のものはもちろんございませんの

で、今後、この規定の趣旨に沿いまして的確な基準を定めて、当然事情の変化に対応しつつ既報の退職年金の給付の改善をしていく必要がござりますので、やはり何らかの明確な基準をつくるべきものというふうに考えておるわけでござります。その場合に、第三の御質問との関連が出てまいりましたが、やはり各種の公的年金制度全体を通して、一律の基準によるべきものといたしまして、政府内部としては考へておるわけでございまして、社会保障制度審議会あるいは各省の連絡協議会等の場を通しまして、なるべく早急に具体的措置をとりたいというふうに考えておる次第でござります。

○仲原善一君 このスライド制の問題、この条文は、本法の改正の中ではなしに、何か長い名前の法律でございますが、昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、これの附則に実はり出しているわけでございまして、これはこの間の説明によりましても、提案の時期の関係で、農林年金の改正のほうは最初意図しておらなかつた関係もあって、ただいま読み上げた法案のほうが早く出ているので、スライド制はそれに纏り込んでござります。御説明のようでございましたが、それは、将来農林年金の改正の場合に、本法の改正のほうにもつてきて、何か一括してすぐわかるような法案にする意思があるかどうか、ずっと先々まではかの法律の附則でこれを適用されていくといふかつこうになるのか、その辺の政府のお考えを伺いたい。

○政府委員(和田正明君) ただいま御指摘の点は、先般もお答えを申し上げましたように、もっぱら法律技術的な面で、旧令共済組合に関係をいたします法律案が二月十八日に提案をされましたので、その機会に、その法律の附則に入れたわけでございます。その結果として、その改正法案が通過をいたしましたれば、この農林年金と共済組合

法の一条の2としてその規定が入る、そういう改正法案として国会の御審議をいただいておりますので、あちらのはうの法律が通過をいたしましては、当然この年金法の一条の2としてそういう規定が入って、農林年金法として一応の形を整える、そういう法律案になつてゐるわけでござります。○仲原善一君 その点ははつきりよくわかりました。
次は、完全通算ということばでいわれておりますが、この新法の条文のいろいろな事項を旧法期間にも適用するという、そういう問題について述べられた問題がございますので、そういう点についてお伺いたしたいと思いますが、今度の改正によりまして、いわゆる三十九年十月以前の旧法適用の分と、三十九年十月以後の新法適用の分と、これについて、第一の、国会なり、あるいは団体の要望で、附帯決議なり要望がありました例の平均標準給与を算定する場合の年限、期間の問題でござりますが、これを五年の平均であつたのを三年にしたところは、一応要望がかなえられております。それから五万二千円といふ頭打ち、いわゆる最高額、これが撤廃になつたというのも、これは要望どおりでござります。そこで残されている問題は、新法の給付率並みに三三・三%であった旧法の期間のものを四〇%に適用してほしい、こういう問題が実は残されております。この問題は、今度の改正で残されている問題の中の一つの項目になつておりますが、これは社会保障制度の充実というような、そういう観点から考えましても、また旧法と新法との間に非常に違うということは、制度の趣旨から見ましても、非常に困る問題が多いと思うわけですが、ざいます。これが社会保障制度の充実というような、それが、今回の改正から取りはずされたのか、その理由なり、それからそれを四〇%に上げるとすれば、掛け金にはどんな影響が出てくるのか、どうぐらいの国が補助をすれば、所要財源率はどういう程度の額にすればこれがまかなえるのか、こういう点についてひとつお伺い申し上げると同時に、あわせてこの種他の年金制度との比較、旧法

と新法適用との関係で給付率が適用になつていくものがあれば、そのものの関連において本法の均衡と申しますか、バランスがとれているかどうかという点についての意見もひとつあわせてお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(和田正明君) 御指摘のようすに、旧法期間の給付率が現在三三・三%でございまして、それを四〇%に引き上げてほしいという関係団体の要望は非常に強かつたわけでございます。政府としては、今回のこの改正法案にはその要望を盛り込むことができなかつたのでござりますが、その理由は、御承知のように、この年金制度が厚生年金から離れて独立をいたしました制度でござりますので、他の年金制度との比較、バランスといふようなことを考へます場合には、やはり同種のものでござりますいわゆる各種の共済組合の制度との比較をあげることが何より重要なわけでございますが、その場合に、常にこの農林年金と対比されます私学の共済あるいは国家公務員の共済等におきましても、現在なぞ旧法期間の給付率が三三・三%でございまして、それらとのバランスの面から今回は四〇%という給付率に引き上げることが政府としてはできなかつたわけでございます。ただ、そう申しましても、各種の共済制度の中で國家公務員のうちの旧恩給につきましては、旧法期間が、やめます前年の三年平均ではなくて、最終給与をとつております点が、給付率は同様であっても、なおバランスがとれていない点もあるわけでござりますので、その差をいろいろな具体的な実例を農林年金と比較をいたします場合に、掛け金率で、補助率を国家公務員は一五%でござりますが、こちらを二六%にすることでバランスをとるところといたしますと、掛け金で千分の四、それからいろいろな考え方で、一応補助率を二六%といふことにしました説明といたしているわけでござります。ちなみに、もし今後給付率は四〇%に改めるといたしますと、掛け金で千分の四、それからその部分を全部組合員なり、あるいは雇用主である団体側の負担とせず、國が全額めんどうをみると、一六%の補助率を一

九%以上ませんと間に合わないという事情がござります。そういう事情でこの改正案にはその点を盛り込むことができなかつたのでござりますが、団体側の強い要望もございまますし、また、衆議院におきましても、この点について附帯決議等も付されておりますこともござりますし、そういうような事情を考慮いたしまして、全体としての社会保障制度は一そく充実させる、そういう考え方でいくのが当然だと思いますので、今後とも前方に旧法期間の給付が改善されますような方向

○仲原善一君 この給付率の引き上げが実は改正問題で非常に大きな項目の一つになつておりますが、今回は実現いたしかねる、しかし、前向きの検討はいたしたい、補助率も今回の一大などを一九%にすれば間に合うというような回答でございますが、この点将来残つた問題として、当局においても十分な配慮をお願い申し上げる次第でございます。

次に、すでに年金をもらつていて、いわゆる既に検討を引き続き加えてまいりたいといふうな考え方でいるわけでござります。

裁定年金の問題について若干質問を申し上げたいと思ひますが、ほかの類似の年金制度の、国家公務員の共済制度なり、あるいはそのほかの年金にしても、既裁定の年金の問題についてずいぶん改正をしている例が多くあるよう聞いております。今回の改正におきましても、改正の内容で、第一は要望しております平均標準給与の算定基礎になつてゐる年限期間の問題、五年を三年にしてある、これは要望どおりでござりますが、それから先ほどの完全通算のときに問題になつております頭打ち、五万二千円の最高額を撤廃する、こういうことも実現はしております。それから、当然のことではございますが、厚年期間中の二割のカットの問題も排除するということになりまし
た。こういう点は、改正案としては非常に問題の処理をうまくしていただいているわけでございま
すが、ただ、残っている問題は、最低保障額、こ
れは皆吉文三によつておつげられて、つし

われの考へてゐる線からはだいぶ下回つてゐるといふに最低保障額が改正されておりますけれども、新法で現在適用になつてゐる分は、退職年金六万円、障害年金六万円、遺族年金三万円といふに最低保障額が改正されておりますけれども、新法で現在適用になつてゐる分は、退職年金六万円を八万四千円、それから障害年金は一級が十万三千円、二級が八万四千円、三級が六万円、それから遺族年金は六万七千円といふに、現行法の何と申しますか、新法の関係でそういう年金を八万四千円、それから障害年金は一級が十万三千円、二級が八万四千円、三級が六万円、適用を受けることになつてゐるけれども、既裁定のすでに年金を受けている人たちについては、これが先ほど申しましたとおり、六万・六万・三万といふに裁定額が非常に低いわけでござります。特にこの遺族年金については二十年という制限等においてもいろいろ御意見があつたようですが、この遺族の問題は二十年という制限をどこまでも政府案どおりということになつたわけですが、そういうふうに、最低保障額の問題については、私どもの考へてゐる線とはだいぶ低い額でまとまつてゐるといふ点がございます。この点は、どうしてこの既裁定の分だけは特にそういうふうに低い改正になつておるのか、これも社会保障制度の充実という観点からみますと、前向きにひとつ考へるべき問題ではなかろうか。特にすでに受けている人は物価水準の非常に安い時期に裁定を受けているわけでござりますので、そういう趣旨からして、この現行法どおりの退職年金、障害年金、遺族年金というものを、現行制度並みの保障額に上げるべきではないかということを考えたわけでござりますが、その点についてどういう見解であるのか、さらにはかの年金制度との比較においてこれが妥当であるといふ線が出てくるのか、この点政府の見解をいま少し詳しく述べたいと思います。

金額の引き上げにつきましては、これをもし現行法、つまり昭和四十年度以降の最低保障をしております金額まで引き上げるといふふうに考えますと、大体掛け金で千分の〇・五ぐらいの財源が必要といった計算になつておるわけでござります。ところが、これらの既裁定の年金の受給者は、すでに退職をいたしております関係で、制度の改正がございましても、過去において最低保障のかつた形での保険整理上の掛け金を掛けておるわけでございますので、その制度改正をいたしますると、すでにやめた人の給付改善をいたしますために現在の組合員が、まあ言つてみれば後輩が先輩のためにお世話をするというような形になりますして、直接関係のない現在の組合員の掛け金負担にかかるてくるというような問題が一つございます。

それから第二には、これも先ほどの給付率の問題と同様に、他の同種の共済制度でやつております各種の公的年金との間のもっぱら均衡論で、この国会に御提案申し上げます前には、退職年金、障害年金の最低を六万円、遺族年金の最低額を三万円といふことで政府としての統一した基準にいたしたわけでございます。これは先ほどスライド制の原則のときにもお話が出来ました旧令共済組合の関係の法律が二月十八日に衆議院に付託になりましたわけでございます。その法案の中で、六万・三万という金額を保障するようになっておりますので、それとのバランスということで、こういう形で提案をいたしました次第でございます。もちろん、先ほど申しました給付率の旧法期間への適用という問題ともあわせて、今後やはり社会保険制度の充実という観野に立ちます場合には、六万・三万という金額で十分であるということはどうしても言いかねる問題でございます。他の制度とのバランス、それから掛け金への影響、あるいは国庫がどの程度負担し得るかというようなことを総合勘案をいたしながら、前向きに今後検討をしてまいりたいというふうに考えております。

けた点でございますが、これは最初政府の原案の中には退職年金にしても障害年金にしても二十年という制限があつたのを、衆議院でいろいろ御意見もあつて、障害年金は二十年という制限を撤廃しております。遺族のほうはなぜ二十年といつてものが撤廃できないのかどうかというこの点、特に理由があれば御説明願いたい。

せ願いたい。また何か公式があれば、計算の公式が当然あるはずですが、そういうものがあればお示しを願いたい。

○政府委員(和田正明君) 最初に公式を申し上げますと、普通にもらえる退職年金から次のよくな計算をしたものと差し引くわけでござりますが、退職年金の額に百分の四をかけまして、さらによ

こうでひとつ考えたらどうだというような気がも
たします。また、この農業共済組合の関係でござ
いますが、これの下部団体が全部入つております
けれども、全国の連絡をする協会と申しますか、
全国連合団体については適用がないというので現
在入つておりません。こういうのも何かこう社会
常識から考えて不合理だというような気もいたし

金分の不足費用が非常に膨大になりまして、旧来からの組合員の掛け金にも影響をいたす場合もあり得るわけでござります。そういうような点もございまして、二百四十からの諸般の団体から私どもの手元へも農林年金に加入をさしてほしいという要望があるわけでございますが、基準がなかなかつくりにくいこと、財源上の問題もあります。

理由というのは、もっぱら財源事情と、それから他の公的年金制度とのバランスの問題といふことに尽きるわけでござります。率直なことを申し上げますれば、遺族年金については、たとえば現行法とのバランスから考えますと、組合員期間が二十年以上の者と十年から二十年未満の者と今後何らかの形で二段階を設けてそれぞれ金額を保障するというよくなことも一つの考え方としてはあります。どうふうに私は考えておるのでございますが、いずれにいたしましても、二十年だけとそれ以下の者についての最低保障額を今回の法案に盛り込めませんでした理由は、冒頭申し上げましたようにもっぱら財源の事情と、それから他の公的制度とのバランスという二点に尽きるわけで、これらの方につきましても、前と同様今後全体の公的年金制度との調整の中で検討を続けていくべき問題点の一つであるというふうに私どもは考えておるわけでございます。

れに五十五歳から減額退職年金の支給の始まります。年齢を差し引いた数字をかけるわけでございます。具体的には、退職年金をもしAだとしますと、支給を五十歳から開始してほしいという人がござります場合には、五年分だけが——五十五歳との差が五年ございますので、その五に百分の四をかけました百分の一〇、その分だけを退職年金の額から差し引きますので、退職年金額に対しては八割というふうになり、それから三十五歳の人も同様に減額退職年金の要求をいたしたといたしますと、五十五歳と三十五歳との差が二十でございますので、一年につき百分の四というところなので、百分の八十になります。百分の八十だけの退職年金を割り引きますので、三十五歳から減額退職年金を要求をいたしますと、五十五歳になつてもらえる金額との比較ではその二割を死ぬまでもらえる、そういう形になるわけでございます。

ますので、そういうもののも含めて、その他中金等もございますが、そういう具体的な問題がだいぶ残っておりますので、こういうものがなるべく入るようなかつこうで御処理を願いたいと思うのですが、そういう点についての御意見はいかがでしょうか。

○政府委員(和田正明君) 対象団体の問題につきましては、御承知のようにこの法律では、特別の法律によって設立され、しかもその設立が自由である場合の法人に限ることで、限定列挙的に書かれておることは御承知のとおりでございます。したがいまして、現在もその特別の法律の根拠によって設立されます団体でも、その設立が設立者の自由意思によらないものは最初から排除をいたしております。そういう意味におきましては、民法上の法人は設立者の自由意思に基づいて民法の手続によって設立をされるわけでございますが、何らかの基準を設定することを考えませんと、自由化、専制法ではなく

こと等で、現在まで私どもとしても、まだかちつとした結論を出し得ないでおるわけでござりますが、こういうことはいつまでもなかなかむずかしい、むずかしいといって引っぱり延ばしておく性質のものでないよう私ども思いますので、少なくとも本年度中には右なり左なりのはつきりとした結論を出しまして、この問題に着目をついたいという考え方で現在検討を進めておる次第でござります。

○仲原善一君 最後に、予算の問題について若干お伺いいたしますが、まず第一に、今回の予算措置で国庫補助が給付に対する費用に対し一五%が一六%、一%だけ引き上げになつたと、これは掛け金率にしてこの一%というは千分の一・四一に相当するというふうに考えますが、この程度のこととて、各種の改正が実は行なわれることになつております。たとえば平均標準給与五万二千円の頭打ちを廢止する問題なり、それから五年平均を三年平均による問題なり、二三、つまり三三と用意

〔理事野吉知浩之君退席、委員長着席〕

○仲原善一君 次は、減額退職年金制度を新設された問題でございますが、これは五十五歳にならぬくとも、要件を満たしておれば、希望によつてその制度の恩典に浴せるということになるわけでござりますが、御説明の文書によりますと、割引率は退職した年齢と五十五歳との差一年において四%ということになつておるようですが、これども、これをちょっと具体的に、たとえば、五十歳でやめたならば、当然もらえるものを一〇〇としてどれくらいになるのか。四十五歳ならどれくらいになるのか、三十五歳ならどれくらいになるのかという具体的な数字を参考のためにお聞か

ました対象団体の拡大という問題が残つております。これはいろいろな事情も聞いてみますとむずかしい問題もあるようでございますけれども、実情から申しますと、たとえば大日本畜産会といふようなところを、それはコンサルタントの制度なんかもございまして、優秀な人がそこに入つてしまりますけれども、この年金制度の恩典に沿しないといふのでなかなかこの点がむずかしい問題が具体的にあつた事例もございます。こういう大日本畜産会のような何か常識的に社会通念として当然入りそらなものは何かの方法で入れるべきではないか、一定の基準は当然設けることにはなりましょうけれども、何かそういうものが入るよくなかつ

民法といふ一般法で設立をされるものでござりますので、非常に幅広くなってしまいまして何らのはじめがつかなくなります。その場合には、たとえば年金当局者が掛け金の徴収に困難を来たすような場合もございましょうし、また職員がしようとちゅう人が変わつておるような団体の中にはございましようし、いろいろな問題があるわけでござります。さらに一番私どもが困難を感じておりますことは、新しい団体の加入を、もしくは何かの基準を設定して認めるという方法で考えます場合には、それらの団体の職員はおむね厚生年金の被保険者である場合が多かろうと思うのですがございますが、その厚生年金の期間をこの農林年金の期間に引き継いでまいりますると、厚生年

三五年並に予定する問題なり。それから厚生年金基闘の減額、いわゆる二〇%の減額を撤廃するといふ問題なり。それから既裁定の問題ですか、やはり五年を三年平均にするといふような問題、それから減額退職年金制度の新設と、こういふよろしくいろいろな問題が今度の改正にできるわけでござりますが、その一%アップ、いわゆる千分の一・四の一の掛け金率の範囲内でそれが十分まかなえるのかどうか。具体的に数字をあげて、どの分について幾らといふような数字をあげて、まかなえるならまかねえる、まかねえないならどのくらい足りないと、そういう御説明をひとつしていただきたいと思います。

確定期間を現行の五年から三年に改めますことで、所要財源率としては千分の一・三八でございます。それから平均標準給与五万二千円の頭打ちを廃止いたしますことは、直接財源率には影響がございません。それから既裁定年金につきまして、平均標準給与の基礎期間を五年から三年に改めますことで千分の一・〇八、それから厚生年金期間の二割の減額をやめますことで千分の一・〇四、それから最低額を退職年金、障害年金については六万円、遺族年金については三万円に引き上げますことで千分の一・〇三、合計をいたしまして千分の一・五二が掛け金の上昇率になるわけでございます。国庫補助率を一%上げることに伴いまして吸收されますものがそのうち千分の一・四一でございますので、残りが千分の一・一五、これだけが掛け金に直接影響をするわけでございますが、現在の掛け金率千分の九十六を計算をいたしました場合に、正確な数理計算では千分の九五・八五で間に合いますものを端数省略をして九十六に切り上げております関係で、九十六の掛け金をそのままにいたしましても差し引き一・〇三なお余裕が残つておるという形になるわけなのでござります。ただ減額退職年金制度の新設に伴いましてお答えを申し上げましたように、現段階ではどの程度の財源を所要するかが明白ではございませんので、一、二年実際に減額退職年金の支給を希望する人がどの程度出てくるかということを現実に統計をとりまして、その上で、ここ両三年の間に財源率の再計算をいたして処理をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○仲原善一君　ただいまの御説明で大体了解いたしましたが、ただ、その千分の一・〇三が余るよ

うな計画になつておるようでございますけれども、お話しのとおりに、減額退職年金が新設され

ますので、その希望によって発生件数がいずれ出

てくるということになれば、これはとても余る結

果にはならぬと思いますので、そういう点は十分

御配慮の上で予算編成を将来していただきたいと、かように感ずるわけでございます。
それから、その次に、最初農林省は、内部の問題ではござりますけれども、一五%の国庫補助率を二〇%に上げるという予算折衝をやっておられます。われわれも与党の一人としてこの五%のアップの問題についてはずいぶん努力したつもりでございますが、そのときの五%アップの内容でね、それはどういろいろふうに使う仕組みになつておったのか、将来の参考のためにその点を御説明を願いたいと思ひます。現行では一%アップ、その一%で間に合うという説明ではございますが、当初の計画では、法律改正を伴わぬという前提でございますが、私はございましたけれども、五%アップを実は要求しておったわけございます。その内容なり第道を一%分つきましたものを財源にしてこれだけの改正を提出するという段取りにいたしたわけですが、一応御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(和田正明君)　本年度の予算編成にあたりまして、私どもが補助率を二〇%にするとい

う形で予算要求をいたしました趣旨は、農林年金の掛け金率がただいま申し上げましたように千

分の九十六、それに対しまして、国家公務員の場合が千分の八十八というふうに掛け金率が高い事

情にござります。また、過去における何回かの給付内容の改善に伴います整理資源が相当補てんも

されずに残つております事情等も考えまして、給付内容の改正についてはなお詳細な詰め切つてお

りますけれども、今回の改正でほんとうに完ぺきでありますけれども、よくよくここまで持つてきましたということについては私ども敬意を表する次第でございます。敬意を表しながら将来のこと

もお願い申し上げまして、私の質問は終わりました。

○仲原善一君　その経緯はわかりました。それでけつこうでございます。私の質問は以上で終わりますが、冒頭にも申し上げましたとおりに、本制度の運営は例の財源調整の予算の措置と、いわゆる衆議院で修正部分にあるあすをいかに活用す

るかということにかかるて思ひますので、今後政府当局はこの財源措置について衆議院の修正の趣旨を十分に尊重されて遺憾のない運営をしていただきたい。残された改正の問題、まだありますけれども、今回の改正でほんとうに完ぺきでありますけれども、よくよくここまで持つてきましたと、いうことについては私ども敬意を表する次第でございます。敬意を表しながら将来のこと

もお願い申し上げまして、私の質問は終わりました。

○委員長(山崎齊君)　速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山崎齊君)　速記をつけ。暫時休憩いたします。

午後二時二十五分開会

○委員長(山崎齊君)　委員会を再開いたします。

休憩前に引き続いて、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案について質疑を行

いません。

○國務大臣(坂田英一君)　いまの御質問の趣旨については、できないことはないものであります

が、ただ、今回の場合において、その点を他の共済組合制度の均衡上それなかつたわけであります

が、しかし、関係者の要望も強いので、今後とも他の共済制度との均衡を勘案して検討してまいり

たいと、かように存じておる次第でございます。

○遠辺勧吉君　どうも大臣の御答弁は、前回の二月の私の質問に対する答弁よりはるかに後退した感をこれは否定できないのであります。あなたは、

私がこの二月に質問した冒頭に、国会で意思表示をして附帯決議をつけた、この附帯決議に対しても、その実現に對して全力的なこれは善處を約束

したはずであります。その農林年金については、三十九年の六月十六日に、本委員会において「新法の給付を旧法組合員期間にも適用する」以下八項

項目の附帯決議をあげておるのであります。このことは、当然一番その根幹をなすところのものは支

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○遠辺勧吉君　農林年金の旧法期間に新法を適用する、そういうことについて、この際政府の見解を伺いたいのであります。私はこの二月二十四日

の本委員会におきまして、この問題について昭和三十九年の農林年金法改正にあたっての附帯決議を、一体政府はどう受けとめておるかということ

に關連して、世界的な水準であるILO百二号条約とか、あるいは公務員の年金制度に対するマイ

ヤース勧告等を引用いたしまして、支給率を新法並みに改定することは何ら不當なことではなくし

て、当然過ぎるほど当然な措置であつてしかるべきであります。

○仲原善一君　その経緯はわかりました。それでけつこうでございます。私の質問は以上で終わりますが、冒頭にも申し上げましたとおりに、本制度の運営は例の財源調整の予算の措置と、いわゆる衆議院で修正部分にあるあすをいかに活用す

るかということにかかるて思ひますので、今後政府当局はこの財源措置について衆議院の修正の趣旨を十分に尊重されて遺憾のない運営をしていただきたい。残された改正の問題、まだありますけれども、よくよくここまで持つてきましたと、いうことについては私ども敬意を表する次第でございます。敬意を表しながら将来のこと

もお願い申し上げまして、私の質問は終わりました。

○委員長(山崎齊君)　速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山崎齊君)　速記をつけ。暫時休憩いたします。

午後零時十六分休憩

給率の完全適用であります。新法の支給率を旧法にもこれを適用するということであります。それに対して附帯決議を尊重するならば、なぜこの段階でいた検討とかそういうことでこの国会の意思というものをはばらかすのか私は了解に苦しむのであります。なぜ今回の法改正にあたって配慮をしなかつたのか、もつと国民の納得する明解な答弁を求めます。

○國務大臣(坂田英一君) お答えいたしますが、その点につきましては、お説のとおりそういう方向に向かつて努力をいたしたわけであります。今回そこまでまいりませんでいたわけであります。引き続いてこの点は十分検討を加えて実現をはかりたい、かよろ存じておるわけであります。

○渡辺勘吉君 そうしますと、少し角度を変えて伺いますが、國家公務員共済組合法の旧法の支給率はなぜ新法並みにしないかと、そういう方針で、政府当局はその調査なり検討を十分しておると思うのですが、その調査の内容というものは一体どこにあると結論をつけておられますか。

○政府委員(和田正明君) まだ批准はいたしておりませんが、ILOの百二号条約なり、あるいはマイヤース勧告なりで給付率は四〇%という一つの方向が示されておりますことは渡辺委員が御指摘のとおりでございます。国家公務員共済の旧法期間につきましては、先生御承知のように、三三・三%の給付率になつておるわけでございますが、これを四〇%に直してはいけないのだといふ理由は毛頭ないのであります。全体としての社会保障制度が逐次内容を改善をしていくということは、今後の一歩の当然の歩みだと思ふるといふうに私は考へておるわけであります。

○渡辺勘吉君 そういう可能性があるということは、私が何うまでもなく当然過ぎるほど当然である

るから、われわれは三十九年の本委員会でいわゆる支給率を含めた完全通算を決議としてあげておるわけであります。いま局長の答弁の中で触れたように、たとえばマイヤース勧告の点についても再び触れましたが、私からいえば、ほんとうにこういう世界的な一つの社会保障制度の方向づけといふものを、わが国政府は十分確認しておるならば、こういふ片手落ちの一つの法律の提案にはならなかつたと思うのであります。マイヤースの行なつた勧告は、退職時の俸給に対しても一年にして百分の一を保障しなければならないということを述べております。したがつて、マイヤースの四十というものは保障せよということを勧告しております。したがつて、いまの答弁の中に他制度、財政上云々といふことがありましたけれども、他制度との関連でこの農林年金法改正案を作成したことであるならば、当然このマイヤースの勧告を十分検討したと思うのであります。そのマイヤース勧告をいかに理解し検討されたのか、その検討の経過並びに政府のマイヤース勧告に対する態度といふものの結論を伺いたい。

○政府委員(和田正明君) マイヤース勧告といふのは、御承知のように、昭和二十五年の十二月ございましたが、日本政府に対してもGHQのほうからなされた勧告でございますが、御承知のように、そういう性格のものを前提として、当時の政府がいろいろ検討をいたしたわけでございまして、その結果を期しますように私どもとしては努力をいたしまりたいという考え方でおるわけでございます。

〔委員長退席、理事野知浩之君着席〕

○渡辺勘吉君 いまの答弁の中にILOの百二号条約に触れましたが、私もこのILOの百二号条約なるものを通読をしたのであります。そして、この国際労働大綱検討委員会の報告書の中にもかなり明確なものが出ておる。第五部の老令給付、第二十五条、「この条約のこの部の適用を受ける加盟国は、この部の次の諸条に従つて、被保護者に対して老令給付の支給を確保しなければならない。」第二十六条では「適用を受ける事故は、所定の年令をこえる生存とする。」所定の年令は、六十五才又は極限のある機関が当該国の老令者の労働能力を適切に考慮して定める年令をこえてはならない。」以下二十七、二十八、第三十三条までにわたつて老令給付をうたい、そして第十一部の附表には「標準受給者に対する定期的支払金」として事故の老令といふ分類、第五部に属するのであります。老令給付に対しては、「年金受給年令の妻を有する男子」百分の四十といふことを第十一部の附表でうたつておる。したがつて、社会保険の最低基準を四〇%にせよということは、マ

イヤース勧告と同様このILOの百二号条約でも当然共通な問題として主張しておるわけであります。しかし、これはいまの御説明にありましたように、我が国はまだ百二号条約を批准したままで、この最低基準を持つてこなくていいのじやないかと、いう理解、そういうことでもないよう受け取られたわけですから、先進諸外國では、すでにこの線まで到達をしておる。したがつて、最低この線までわが国が社会保障制度の一環として農林年金に対しても適用するということは、むろん社会保障制度の抜本的改善といふ意味において、そこぶる重大な意義を持つものであると思ひますが、この点は大局的に見てどうですか。

○國務大臣(坂田英一君) これはもちろん批准をまだいたしておりませんのでありますけれども、いま渡辺委員の言われるところ、私も同感でござります。その方向に向かつて努力するつもりであります。

○渡辺勘吉君 そこでもう少し関連をして伺うのですが、なぜ農林年金について、いま取り上げたマイヤース勧告の線なり、あるいはこのILOの百二号条約の線まで引き上げられなかつたのかといふことについては、ただいまの大臣の答弁では納得しがたいものがあるわけであります。ひとつこれは大臣によく認識してもらいたいのですが、時間の都合で、私は要求した資料の説明は求めませんので、私の質問を通じて、この資料を引用いたしますから、引用のしかたが間違つておればまた御指摘をいただきたいのであります。ですが、この私が要求した資料の二ページに「公的年金制度における年度別給与平均額の比較表」というのを見ますと、国家公務員共済、地方公務員共済、公共企業体共済、私学共済、厚生年金と比較して、農林年金はそのうちで最も低い給与となつてゐることは、この政府の出された資料によつても明白であります。特にこれは資料の中にはありませんけれども、これはこの各制度の対象

ある人數の現状の統計でありますから、これを
さらに抽出をしまして、同一年令、同一経歴の比
較を私は抽出をしてやつてみたのであります。そ
うしますと、国家公務員の場合、三十歳で本俸が
二万八千三百円であります。農林年金の場合は、
それと対応する本俸は二万三千百八十円、した
がつて、本俸の比較だけでは五千百二十円の開き
があります。同じ大学を出て、同じ職場における
経歴給を積み上げたこの実態において、本俸の比
較で五千百二十円の開きが三十歳クラスである。
したがつて、農林年金の給与は御承知のとおりに
諸手当を計算いたしております。この三十歳の農
林年金の組合員の本俸プラス諸手当の額をみます
と、二万五千十七円となつておる、これが年金の
十五歳はどうかとみますと、国家公務員の場合は、
標準給与、それから見ましても、国家公務員の本
俸二万八千三百円に対しては三千二百八十三円の
なお待遇の開きがある、こういう実態である。三
三万八千九百円、それに対して農林年金は本俸諸
加算を含めまして、わずか三万一千六百七円であ
りますから、その開きは実に七千二百九十三円と
いう数字を示しておる。こういきわめて最も低
い給付と最も低い国庫負担となつておると私は思
うのであります。が、その点の見解はいかがです
か。

○政府委員(和田正明君) 農林年金と国家公務員
共済とを比較をいたしました場合に、この資料に
もございましょうように、何と申しましても標準給与
が低いということは御指摘のとおりでございま
す。さらに、農林年金の組合員が、厚生年金の時
代からを加えましても昭和十七年でございます
が、それからあとでございますし、国家公務員の
関係はなお古くからの恩給制度等もございま
すし、勤続年数等も比較をいたしました場合にも、
やや平均的には他の年金の組合員のほうが少ない
ようでございますので、そういう意味でも給付額
が減つて、低くなつておるということも一つの原
因として言えるかと思ひます。

それから、さらに、補助金の額はどうかといふ

ことにつきましては、なかなか比較がむずかしいのです。けれども、国家公務員は掛け金の一五%が負担をいたしておりますので、それを現在の組合員人數で割ってみると、大体一人頭一円強くらいのことです。それに対しまして農林年金は毎年の給付に要します費用といふことでございますので、必ずしも率で直ちに比較することはできませんが、組合員数で毎年の補助予算額を割つてみると、一人頭千円ちょっとといふ数字になりますので、直接その数字を比較するとは基礎が違いますので無理な点はござりまするとしても、一人頭としては必ずしも高くない。わざわざ低いというおっしゃるような事実がござります。

○渡辺勘吉君 ことはは積極的ですけれども、最後も政府の財源を必要とする給付率については何ら改善がないということとが関係者のこれは大きな異議を感じておる中心点なわけです。そこで、旧法期間の取り扱いについて、旧法は旧法である。新法部分は新法基準という、木に竹をついたということですがあります。まさにこれは木に竹をついた大世にもふしきな方式が、この農林年金の場合は社会保障制度としてここに政府の原案として提案をされておる。こういうものが一体妥当なものであるのかどうか、そういうことについて調査をされましたかどうですか。調査をしたとしたならば、その木と竹をついたことの合理性をこの際明らかにしていただきたい。

通してのバランス論というようなことから、今回
は私どもとしても、
【理事野知浩之君退席、委員長着席】
残念ながら御指摘のような給付率四〇%という方
向を実現することがかなわなかつた次第でござい
ます。
○渡辺勲吉君 政府の態度は全く前向きではない
とこれは言わざるを得ないのであります。大臣は
しばしば私の質問に対し、改正にあたっては前
向きで検討するということを繰り返して答弁して
いらっしゃるんじゃないですか。この改正案を
作成するにあたつて関係各省と打ち合わせを十分
行なつたと思うんであります、この問題につい
て一体どのようす大臣のおっしゃる前向きに折衝
をされたのか、その折衝の経緯を伺つておきたい。
○政府委員(和田正明君) 今回政府がこの法案を
提案をいたします段階では、もちろん団体の要望
なり各制度との間のバランスなりいろいろ検討い
たしまして、大蔵当局その他厚生省当局にもいろ
いろ折衝をいたしたわけでございますが、先ほど
来繰り返してお答えを申し上げておりますように、
旧法期間の新法適用ということについては、
問題点三つのうちの二つは一応実現することがで
きたのでございますが、給付率の問題につきまし
ては財源の関係、それと農林年金だけそうすると
いらわけにはやはり政府としてはまいりませんの
で、全体の制度の共通の問題として処理をいたし
ます場合にはいろいろ国家財政上にも非常に大き
な影響がありますとか、そういうような事情もご
ざいまして、今回は実現ができなかつたと、こ
ういう事情にあるわけでございます。
○渡辺勲吉君 財政上あるいは他の制度云々とい
うことを繰り返し答弁されますけれども、私が冒頭
に伺いましたように、国際的な立場からマイヤー
ス勧告なりあるいは I.L.O.百二号条約のそういう
国際的な社会保障の水準というものを踏まえてこ
れはやはり折衝すべきものではなからうかと思う
のであります、そういうところは全部たな上げ
にしてそらして財政云々ということになるからな

場当たり主義になる、改正後なお大きな不満を残すという一つの改正案に終始をする。こういふ結果になることを私はこの際明らかに指摘せざるを得ないのであります。それでは、一体この問題について今後どのように改善していく意図があるのか、具体的にその方針をこの際国民の前に明らかにしてほしいのであります。他制度との均衡などということではなくしに、昭和三十七年に社会保険制度審議会が行なった勧告等も考えますと、これはただ単に他制度との関連では問題の解決にはならないのであります。私が取り上げたようなそぞろした広い視野に立つて具体的にどう処理していくつもりなのか、これは基本的な今後の方針の問題でもありますので、大臣から明快な答弁をいただきたいのであります。この点はわが国の農政を背負っている農業団体役職員の身分安定という意味においてきわめて重大な問題である。今後われわれがこの農林年金法を審議する場合も——今後ですよ——いつかこの法案を審議する場合も基本的な足がかりとならなければならぬと考えるのでありますから、場当たり的な答弁ではなくしに、そういう国民の不満を十分認識して、その不満をできるだけみやかに解消するという意味で、この際三十九年六月の本委員会における附帯決議も踏まえて一体どういふ具体的な方向づけを大臣は考えておられるのか明らかにしてほしいのであります。

○國務大臣（坂田英一君）　この給付率の件につきましては、今回は他のいろいろの制度との関連もありましたので、努力はいたしましたが、この程度に相なつたわけでござりまするが、引き続きこれらの方については、渡辺委員の言われたところ、積極的にこの実現をはかりたいと、かように考えておるわけでございます。

○渡辺勘吉君　その大臣の意氣組みからすれば、四十一年度からはどうにもならぬが、少なくとも四十二年度からは実現せられるようには積極的という意味を私は理解をします。それで異論があるならばまた大臣の再答弁を求めてます。

そこで、統一して國の補助について問題をしほつてお伺いをいたしたいのです。まず、この農林年金法改正案の國の補助率六十二条の百分の十五をなぜ百分の二十にしなかつたのか、その間のひとつ納得のいく答弁を伺います。

○政府委員(和田正明君) 午前中、仲原委員の御質問の際にもお答えを申し上げましたように、私どもの農林省といたしましては百分の二十の補助率の実現をいたすことを前提として昨年度の予算要求をいたしたのでござりますが、最終的には大臣と与党の幹部との調整の結果として一六%という補助率にとどまつたのでございます。私どもとしては明年度以降におきましても当然給付率の内容をたとえ改善をいたさないという場合におきましても、國家公務員の掛け金との間のバランスを考慮した形におきまして補助率の引き上げの方向で予算要求は統けてまいりたい、努力もしてまいりたいというふうに私どもは現段階でも考えておるのでございます。

○渡辺勘吉君 そこに至る過程で私は伺いたいのあります。なぜこの改正案に百分の十六にしたのか、その百分の十六といふことになつたその内容についてこの際伺つておきたい。

○政府委員(和田正明君) 補助率を一六%にいたしましたことと関連をいたしまして、関係者間の給付の改善に関するいろいろな要望事項があつたわけでございます。それらの要望事項の中での制度との均衡その他から考慮をいたしまして、かつ組合員の負担がすでに九十六といふに高いのもう一つの考え方としては、國家公務員が、先生御承知のように、旧法期間が最終俸給の三十三・三ということになつております。このほうでは、農林年金のほうでは今回の改正案で五年平均を三年平均に改めはいたしましたが、なお国家公務員の旧法期間における最終俸給と三年平均といふ差だけがもう一つのアンバランス問題として當

然残つておるわけであります。そこで、その部分の調整といいますか、その部分を調整をして組合員個人個人の負担を適算をして、いろいろな設例を設けて計算をいたしてみますと、掛け金において1%の補助を上乗せをすれば一応そこのところのアンバランスは解消できるであろうという計算もできましたので、そういうような見地で一六六という補助率を提案をいたしておるのでござります。ただ先ほど申し上げましたように、そのようにいたしましても現在の千分の九十六という掛け金率は、国家公務員に比べましても私学共済組合員の例に比べましてもやはり高いわけでござりますので、衆議院で修正されました第二項の規定を活用することによりまして今後掛け金負担が軽減されるようない方向で努力をしてまいりたいということは先ほどお答えを申し上げましたとおりでござります。

して実現いたしたい、かように考えておるわけでござります。

○渡辺勘吉君 大臣のただいまの答弁に全幅の信頼と期待を寄せてその成り行きを見守ります。

政府は、この農林年金法改正に対する社会保障制度審議会での質疑があります。それを一体どう受けとめておるかということをこの際お尋ねいたしたいのです。仄聞するところによりますと、本制度は厚生年金から分離した制度である。したがつて、低給料の実態等から見て当然国の補助については厚生年金と同様百分の二十とすべきであるという意見がこの審議会で圧倒的な意見として出ておる。この審議会には農政局長も臨席をして政府側の答弁をしておられる。掛け金率の、農林年金は他制度と比較してきわめて高いといふところから、すべてを他制度並みにすべきではなくて、むしろ国の補助ないしは整理資源に対する補助を増額すべきだという意見がこの社会保障制度審議会の圧倒的な意見であつたと伺つておりますが、そのとおりに理解をして間違いがないか、そのとおりであるとするならば、今までのような答弁では非常に出おくれであるといふ感を抱かざるを得ないのであります。この社会保障制度審議会のその審議の経過並びに答申の内容、それは一体どういうことになつておるのでですか。

○政府委員(和田正明君) この改正法を国会へ提案をさせていただきますにあたりまして、総理府の社会保障制度審議会に諮問をいたしました際に、ただいま渡辺委員からお話をございましたように、これの補助率を厚生年金におけると同様に二〇%以上げるのみならず、整理資源が不足をしておるから掛け金が下がるようにさらに努力をすべきだという御趣旨の御意見を述べられた委員も數名おられました。それらの委員の中にも、やはり農林年金制度を本来厚生年金から独立をした制度として考える場合に反対であるという意見を述べたというようなことを付加しながらおっしゃられた委員もおられたわけでございますが、他方、

ておる現段階では、むしろ厚生年金との比較に重点を置くのではなくて、厚生年金から独立をしていったほかの制度を含めて、国家公務員共済なども含めて公的年金のうちの共済制度とのバランスということを考へるべきである。したがつて、補助率そのものを、給付に対する補助率そのものを上げるということよりは、整理資源に対する助成が不足しておるために、整理資源の補てんのしかたが不足しておるために掛け金も高くなつておるのだから、補助率をいぢらなくても、掛け金を下げるためのつまり整理資源を埋めるための国助成ということに重点を置いてものを考えれば結果としては同じことになるはずであるといふ意見を述べられた委員もおられたわけでございます。答申は私どもも拝見をいたしましたのでござりますが、当日一緒に詰問をいたしました私学共済の場合と違つて、農林年金に関する答申についてだけが整理資源が不足がちなので、その点を考えて今後国庫負担の増額をはかれといふ趣旨の答申をいただいておるわけでございます。で、一六%といふ補助率を二十に上げ、あるいは二十五に上げるといふようなことをいたしました場合には、当然それによ伴つて掛け金負担が下がり、整理資源に対する助成も行なわれてまいるわけでございますが、そういう形をとらずに、たとえば今回衆議院で修正された条文の規定のように、十六は十六のままにしておいて、そのほかに相当額の助成を財源調整上必要であるということで、國からこの年金の会計にほり込みますれば、いずれにしても掛け金を引き下げ、あるいは整理資源を補い、あるいは給付の改善の財源にも充てられるというふうに、結果としては同じにならうかと考えておりますので、先ほどもお答えを申し上げましたように、今回の衆議院での修正を含めて、この法案が成立をいたしました場合には、来年度の予算編成などということについて予算要求もいたし、努力もし

たいと、もう少し考え方でおるわけでもあります。

す組合員全體を見た場合に、給与の高い者と低い者との間に掛け金の差をつけることが妥当なのかな

か、あるいは特權がそれである。給付内容がよ
くても補助率が高い」という例がここでは幾らでも

たいと、こういう考え方でおるわけでございま
○渡辺勲吉君 それではこの三月三十一日の社会
保障制度審議会の内容は、時間の都合上、この程
度に質問は打ち切つて、三十七年になつた社会
保障制度審議会での社会保障制度の総合調整に關
する勧告といふのがあります。この勧告の中
で、国の補助のあり方について述べておるのであ
りますが、それは一体どういう趣旨が、この三十
七年の審議会の勧告の中で出ておるのか。そのこ
とを関連して伺つておきたいのであります。
○政府委員(和田正明君) いま実は三十七年の勧
告の原文を持ち合わせておりませんので、あるい
は間違いをおかすかもしれないんで、その際は御
注意をいただきたいと思いますが、たぶん御質問
の御趣旨は、三十七年の審議会の勧告の中で、低
額給与の者に対する厚い補助をするべきではない
かということを述べておられる部分についてのお
尋ねであろうかと思ひます。で、渡辺
委員の御要求によりまして御提出を申し上げまし
た外国の各種の社会保障制度の例を見まして、
給与の高い者の掛け金を高めたり、あるいは一定
の金額以下の給与所得者に対しては、本人の掛け
金を免除をしたりとしておるような実例もあるよう
でござります。ただわが国の社会保障制度が、先生
も御承知のように、何と申しましてもまだまだ不
十分な内容を含んでおりまして、今後逐次世界の
水準に向かつて改善をされていかなければならな
い多くの問題を含んでおると私ども考えておるの
でございますが、三十七年の勧告の中で言つてお
ります低額給与に対する厚い補助、言いかえれば
給与水準に対応しつつ補助の内容を変えていくと
いう考え方だらうと思いますが、それらの点につ
きましても、今後の改善の方向の一つとして当然
検討すべきものだというふうに思つておるわけで
ございますが、おそらく各種の制度が別々に存在
をいたしております場合に、その制度ごとの組合
具の給与水準の比較ということで補助率を変える
ことが妥当なのか、同じ制度の中に入つておりま

○渡辺勘吉君 前段の答弁にも触れられておられた
者との間に掛け金の差をつけることが妥当なのか
は、具体的な検討のし方としてはいろいろあるう
かと思いますので、そちらの点も十分勘案しなが
ら今後の検討課題の一つとして考えておるわけと
でございます。

○渡辺勘吉君 前段の答弁にも触れられておられた
ますように、この三十七年の審議会の総合調整に
関する勧告では、給付の低い者に対しても国の補
助はより手厚くするという内容の勧告があるわけ
でありますから、この勧告の趣旨に沿って整理
をするということになりますならば、農林年金の
補助率は給与なり給付額が政府の提出した資料に
よつても明らかのように非常に低いという実態が
ますが、この点についての見解はどうですか。

○政府委員(和田正明君) 先ほどの御質問の際に
らみて、厚生年金と同様にこれは国の補助率は百
分の二十にすべきである、こう理解するのであります
が、この点についての見解はどうですか。

もわよつと触れてお答えを申し上げましたよう
に、低額給与の場合に厚い補助をするという原則
を、各種の公的年金制度相互間の比較における給
与の高さ低さでものを考えるべきなのか。一つの
社会保障制度の中において給与の高い者と低い者
との間に補助で差をつけるというふうに考えるべ
きなのかな。ここはきわめて基本的な大問題であろ
うかと思います。やはりこれは私見でござります
が、給付そのものが保障制度ごとにこう並べてみ
ました場合に、給付が基本的に低いということを
根拠にして補助金を上げてやるといふことを一つ
の方法ではございましょうけれども、本質的には
やはりいまのこの農林年金の加入団体の給付の低
さといふものについては、今後やはり組合経営の
合理化とか、そういう面で基礎的に給与を引き上
げるということが必要でございましょうと思いま
すので、いま申しましたようなこの勧告の両側面
等も合わせて勘案しなければならない問題ではな
いかといふふうに考えておるわけでございます。

○渡辺勘吉君 で、国の補助といふものは、この

か、あるいは特權がそれそれある。給付内容がよ
くても補助率が高いという例がここでは幾らでも
捨てはあるわけです。たとえば、船員保険や坑内
夫は、一般的の厚生年金被保険者よりも、給付内
容、国補助率等も、いずれも高率になつてお
る。こういふしきたりがある。こういう特權があ
る。したがつて、給付内容の相違によつて国の補
助が定まるという議論は、百分の二十の補助率を
他に影響を与えないとするこれは口実に過ぎな
い。現実的にこういうことがあつてはならないと
思うのであります。この議論を農林年金について
だけ行なおうとするのは、これは非常なやまち
を犯しているのではないかと思います。そこで、
今次の改正にあたつては百分の十六にとどまつて
おりますが、基本的な考え方としては、この厚生
年金同様に百分の二十にするることは当然である。
この農林年金が大幅な改正を三十九年の国会でや
りましたあとで国会で、私学共済の附帯決議でも
明瞭に百分の二十にすべしといつ附帯決議があ
る、國の補助率を。で、今後ともそういう方向で
これは善処、少なくとも今後の方針といつものは
その長い展望に立つ方向であつてはならない。昭
和四十二年では少なくともその方向で努力をして
実現をするものでなければならぬと思うのです
が、この点についてはどうですか。

遂に私は伺いますが、国家公務員で、もしも農林年金のよろに整理資源についても組合員と雇い主である事業主——内容は国であります、折半負担するとしたならば、国家公務員の組合員と雇い主の年金率、一体どのくらい上がるのかという計算をされたことがありますか。されたとすれば、そういうことがありますか。されるとすれば、そういう農林年金と同じような国の負担に国家公務員の場合に、折半負担を押しつけられた場合の国家公務員の掛け金の負担率はどうくらい上がるという計算をされましたか。

○政府委員(和田正明君) 国家公務員の共済につきましては、先ほども申し上げましたように、追加費用を雇い主といら立場の国が負担をするとい

う法律を根拠とした予算措置がとられていますために、国家公務員の共済組合のほうへも問い合わせてみましたけれども、責任準備金の不足額が

幾らになるかということについて一度も計算をして、その見合いで掛け金がどのようになるか

といふ計算をいたしたための資料が私どもの手元に

とれませんので、計算いたしてございません。

○渡辺勘吉君 なければそれ以上伺うわけにはま

りませんが、おそらくかなりのこれは負担増になることは抽象的には考えられるわけです。そ

う逆なコースを私は言っているんではなくて、

さように農林年金の場合は国の待遇が手薄である、このことを私は大臣以下が銘記をして、四十

二年の予算にはこういう不均衡なことをすみやかに是正するよう、より高い次元では国際的な社

会保障制度のあり方に準拠するような方向で農林

年金のこれは予算措置、それに伴う必要な法律の改正といふものの準備をいまからしてしかるべきだと思うのであります。

時間もないから次々と進みますが、これまでの

國の補助のきめ方といふものは、現実的には掛け

金率を軽減するため国への補助が増額されてきておるのだと思うのであります。单にこれは給付内

容の比較からではないに、掛け金率をより軽減し

てやろうという観点から補助といふものをきめて

きたと思うのであります、この点の理解はそう

理解していいのかどうかを御答弁をお願いいたします。

○政府委員(和田正明君) 出発のときは一二・何

がしで、一五になり、今回一六になつたわけでござりますが、少なくとも今回の改正に関する限りは、結果的に見えますれば給付内容の改善をいたしまことに伴う追加費用部分を補助でカバーをし

たということになつておるわけでございます。

○渡辺勘吉君 いまの答弁を、ちょっと聞き漏ら

しておりますが、こちらの聞き漏らしですか

繰り返しては伺いませんが、いざれ三ページの

表によつても、非常に大きな国の負担の格差があ

る、これを見ますと。当然これは掛け金率に大き

く影響してきますね。それは一体どの程度の違い

になるでしょうか。国家公務員と農林年金との國

の負担の格差といふものによって掛け金率の格差

といふものが非常に大きく出ておるが、この点は

一体どういうふうに検討して、その検討の結果が

どういう計算が出ておるでしょうか。

○政府委員(和田正明君) 先ほどもお答えを申し

上げましたように、国家公務員共済組合での整理

資源の金額が具体的にわかりませんので、ちょっと

この国が給付内容の改善に伴つて必要となつた追

加費用を補助をいたしておるわけでございます。

そういう形をそのまま農林年金に持つてまいりま

すと、農業団体がみんな負担をするといふような

形になつてしましますので、やはり給付が低いと

か、団体の経営事情その他特殊事情を勘案をいた

しまして、社会保険制度審議会の答申においても

私学とは別な観点に立つて国の補助を引き上げる

ようにより御答申をいたいたいのだといふふ

うに理解をいたしておるのでございますが、そ

ういう意味で全額を持つべきであるといふ渡辺委員

の先ほどの御意見もございましたが、どこまで持

つべきかということについてはいろいろな議論も

あらうけれども、少なくとも国家公務員の掛け金

はお説のとおりであると考えております。

○渡辺勘吉君 第二の質問は、既裁定年金の改定

についてであります。すでに前の委員会で同僚山

第八部 農林水産委員会会議録第三十号 昭和四十一年六月七日 【参議院】

本委員から指摘がありましたが、農林年金の年金額は他の制度の年金額よりも低いということは山本委員の指摘のとおりであります。政府から提出された資料の第一ページによつても明らかである。昭和三十六年度、三十七年度、三十八、三十九、四十年度、歴年の退職年金、廃失年金、遺族年金のそれぞれの厚生年金、國家公務員、地方公済、私学、公共企業等比較いたしましても、農林年金といふものが非常に不利である。特に私はこの第一表の中で、遺族年金についてお尋ねをいたしたいのです。ですが、遺族年金については、農林年金は厚生年金の半分以下であり、厚生年金の遺族者が受け取る年金は六万三千八百余円であるのに対し、農林年金はわずか三万一千百六円という、半額にも満たないきわめて低率な遺族年金の甘んじなければならない。この事実は農林漁業団体の役職員の給与が低いことを逆に証明していることでもありますけれども、いかに給与が低いとしても、これでは年金制度の意義を持つてゐることはたして言えるのか。その辺についてまず政府の見解を伺いたい、遺族年金と言えるか、こういうことで。

る人と、二十年の組合員期間がございません者についてはなおそこまで到達しない者が一部居るわけございます。これらの点につきましては午前中も一つの試案として、たとえば二十年以上の場合と二十年以下十年以上という者と段階を分けたすべき一つの問題点であろうというふうに私は身も問題意識を持つておる点でございます。
○渡辺勤吉君 この旧法期間に新法の率を適用しないのは一体どういう理由があるのかということを承りたい。一体政府は最低保障額をどう理解しているんですか。公的年金の最低保障額は、これは公的年金の被保険者がその年金額によって生活できる額でなければならぬものだと思うんですが、どうなんですか。

○政府委員(和田正明君) ここはいろいろ考え方なり立場によって議論のあるところだと思いますが、私どもの理解としては、年金制度はそれだけでその後の生活をさせていく最低限のものであるというふうには理解をいたしておらないのでございまして、現に生活保護基準との間の差額部分については生活保護の基準のほうが高い場合、つまりそういう場合には当然生活保護基準に従つてその差額の給付を国がいたしておるわけでございまして、この最低保障が直ちに生活をいたしますための最低保障だというふうには現行の制度ではなっておらないわけでございます。

○渡辺勤吉君 まあその年金額で生活ができるないということであったならば、まあ生活態様というようなものが多様であるから、これは一がいに生活議論をするということも問題だらうと思うんですねが、しかしそれにしても、一步譲つて、最低保障額というものは無撲出制で一方的に生活の保護を行なつておる公的扶助の生活保護基準を下回るということは、これは額そのものに問題があるのであって、ひいては制度そのものも問題じやな

いかと思らんですが、その点はどうなんですか。
○政府委員(和田正明君) 生活扶助はおっしゃる
ように本人負担はなしに全額国がめんどり見るた
てまえでござりますが、この年金につきましての
最低保障は、特に既裁定年金の旧法期間の者につ
きましてはそれだけの本人の掛け金しか取つてお
りません關係もあるわけで、掛け金という支払い
なしに給付だけを高めますということになります
と、やはりすでにやめた組合員でございますの
で、今後新たに追加して掛け金を取るということ
は当然できません。現在の組合員がそれに伴
う追加財源を負担しなければならないという事情
になるわけでござります。かような点を勘案をい
たしましていろいろ検討したわけでござります
が、今回とりあえず六万なり三万なりといふよう
な既裁定の者についての下さきえをいたしたので
ございますが、これだけで十分だとは思つております
が、そういう原則を前提に考えますと、
その不足部分、それによつて生活の最低を保障し
得ない不足部分は現行の制度では生活扶助制度で
それをカバーをしておるということになつておる
わけでござります。

○渡辺勤吉君 しかし、社会的な常識あるいは一
般的な判断として、生活保護基準といふものは生
活困窮者を対象に行なわれる公的扶助の基準を示
したものである。したがつて、これ以下の最低額
が公的年金制度の最低保障機能をこれは持つてお
るとは考へられないと思うのです。政府が出来られ
た、私が要求した資料の五ページ「農林年金の
最低保障額と生活保護基準」、この表を見まつて
も現在の最低保障額は保護基準を必ずしも上回
わつておるとは言えない。これは各ランクでそろ
いうことははつきりと読み取れる。したがつて、
政府はこの表によつても出てくる矛盾といふもの

で、年金があるので老後は安心であると言えるような制度に改善すべきだと思うのであります。この点は大臣のお得意な前向きに検討をするという一節であります。どうこれを前向きに考えておられるのか、この点、基本的な人権、これは憲法第二十五条にも触れる問題でありますから、大臣の御答弁を願いたい。

○國務大臣（坂田英一君） それは理想としてはそとのおりあるべきだと私も思うんでございますが、現実の問題はそういういませんのでありますて、今回の改正につきましては、先ほど農政局長からお話を申し上げたとおりだと思います。これは漸進的にそういう方向に進むべきものであると、こう考えております。

○渡辺勘吉君 どうもいつも大臣にはうまくかわされてつばをはずされるんですけれども、まあ私が申し上げる意味はおわかりだらうと思うのですからいま直ちにどうこうと言ふことはないとして、この基本的な問題だけはひとつ大臣のいわゆる前向きな姿勢の中にはつきり入れて、四十二年度からはこういう矛盾点をひとつ是正するような政府の姿勢を示していただきたい。この五ページの資料を見ますしても、今度の改正に伴つて専人された既裁定者の最低額は退職年金の半分が遺族年金になっていますね。一体その半分にした理由といふのは那辺にあるのですか。

○政府委員（和田正明君） 率直に申し上げまして、あまり明確な理由は私が理解する限りではないでございます。で、午前中も申し上げましたように、旧令共済組合法の改正法案がすでに二月十八日に国会に提出されたわけですが、国としての同じような種類の社会保障制度に関する法案としてのバランスで、私どもとしても一応六万、三万といふ数字をやむなく納得をいたしたわけでございます。

なお、なぜ旧令共済制度の関係等で六万、三万という数字をとつたかということにつきましては、大体いま先生御推察のとおり、いろいろ人数が多いとか、いろいろな関係で直ちに新法ベース

あるいは私学だけは行なわれてもいいという問題ではなく、國全体として、一つの基本的な、具体的な基準に立つて処理をすべき問題だというふうに私どもは考えておりまして、厚生省が中心になつて、いろいろ外国の事例などを前提にしながら研究をいたしておりますが、私どもとしてもこれら検討に参加をいたしましたして、できるだけ早い機会に、全体を通しての実施の具體的基準が決定される方向で検討を続けていきたいというふうに考えております。

○鴻巣吉君　政府提出資料のこの六ページ「恩給法等における年金額改定の推移」を見ましたが、これを見ますと、現実に既裁定年金を改定した例が出ており、恩給等はかなり大幅な改善措置をとっている。ほぼこれと同じように公共企業体もこの年金の引き上げ措置がとられている。たとえばこの資料の公共企業体、国鉄の場合、私が要請求した資料でありますが、これを見ましても、公共企業体の例で、農林年金制度に当てはめてみると、農林年金では昭和三十七年から退職年金が発生しておらず、つづいて二十章二二二

ますと、昭和四十年度末では約一・二倍になつてあります。二〇%のアップになつてゐる。したがつて、政府が引き上げの姿勢を示しきさえすれば、スライド条項との関連で同じような改正ができるのではないか、こういうふうにこの表からは読み取れるのであります。この点は一体どうな
生じておられるかから、その便はして書算してみ
んです。

○政府委員(和田正明君) 資料の六ページは、國家公務員共済及び公共企業体共済における一つの具体例として表示をいたしましたのでございますが、この四十年十月に改定をされました結果として、この例にあげました人は、三十七年の十月に比べまして二割アップということになりましたことはこの表のとおりでございまが、この恩給法及び公共企業体共済組合、この例は国鉄でございますが、この改正は昭和三十六年の国家公務員の給与ベースを前提として改定が行なわれたのでございまして、それも小刻みに三

十七年、四十年と実施をしたのですが、三十六年の国家公務員の給与ベースとバランスがとれると申しますか、そこまでの修正がなされています。で、いま渡辺委員もおっしゃいましたように、農林年金の場合は三十七年から年金の給付が開始をされておりますので、少なくとも新法期間については過去三年平均ということをございます。で、いま渡辺委員もおっしゃいましたように、ベースを基礎にした年金計算が、現在は行なわれているわけでござります。そういう理屈にはなるわけでございますが、前段スライド原則についてのお尋ねの際にも申し上げましたように、やはりベースを基礎にした年金計算が、現在は行なわれているわけでござります。そういう理屈にはなるわけでございますが、前段スライド原則についての改善等も幾多行なわれておるわけでござりますから、それらを前提にして、また今度の改正法案が通りました上でのスライド原則の実施基準等と相関連をいたしまして、既裁定年金を改定していくことは、農林年金についても今後も一つの課題であると思います。そういう意味でスライド原則の実施基準をすみやかに検討いたしまして対処いたしたい、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺勲吉君 今度の既裁定年金の改定は、これは単に旧法部分の手直しにとどまっている、こういうふうに理解せざるを得ないのですが、スライド制度の導入と相まって、今後どのように整理するおつもりであるか、その見解を明らかにしてほしい。

○政府委員(和田正明君) 今回の改正法におきましては、ただいま渡辺委員御指摘のように、五年平均でありましたものを三年に直すとか、その他計算根拠の手直しをしただけでございまして、既裁定年金そのものを、スライド原則的な考え方で改定をするような内容は含んでおらないわけでございます。そこで、今回すでに提案がしてござい

ます旧令共済組合法關係の法律が成立をいたしまして、この結果、この年金法一条の2としてスライド制の原則が入るわけでございますが、先ほど

も申し上げましたように、国全体としてこのスライド原則の実施基準をなるべく早く明確にするための検討をいたしまして、その前提に立つて改定作業をいたしたいというふうに考えておる次第であります。

えは三公社五現業の共済組合にもそういう特別の制度がないわけでござります。先ほども申し上げましたように、これはたとえば恩給なりその他、そういうことを検討する機構のあるところだけが突つ走つて先にやれるという性質のものではもち

さんざもいません、また基準ができるましてもそれを実施の過程においてどのように改定するかという段階になりますすれば、当然毎年金でのいろいろな特殊事情というのも十分加味していくなければならない問題でございます。全体の制度相

互間にそういう機構があるとかないとかいうことによつて差別のつけ得べき性質のものだといふふうには私は考えておらないのでござります。したがいまして、直ちに農林年金についてそういう制度をつくるということよりは、関係各省との間の連絡、調査、統計等の問題が第一歩である。

連絡を早めてなるべく早く一般的な基準をつく
り、それにあわせて農林年金の特殊事情を加味し
て改定作業を進めるこのほうが私としては必要
であろうというふうに思つておるわけでございま
す。

えんのものは、いままで「一、二点について指摘をいたしましたように、たとえばスライドの基準の問題、財政の問題、制度の問題、内容の問題等々幅広いこれは研究と調査の結果、この制度にふさわしいスライド制が実現すると思うからであ

りまして、単に厚生年金がどうであるとか、あるいは公務員とかの基準を持ってくるようではこの制度の改正なり、何度も指摘しておりますように、国の補助のあり方なり、低給与の問題なり、脱退率が高いというような問題等々が、これは埋没しきどもござるところです。

の調査研究機関を設けて、農林年金制度の整備改
善にふさわしいものにやっていくために、このこ
とが必要ではなからうかという老婆心から申し上
げたのであります。しかし、ただいまの局長の答
弁は、そういうものをまつまでもなく、他の社会
保障制度の先駆的な役割りを農林年金に具現させ
ようという意欲的な御答弁でありますから、その

申しますが、雇い主が負担をするというのがたてば、まえになつておる例が多いのではないかといふをうに私は考えておるわけでございます。その点につきましては、現在この年金制度では先生御指摘のように、組合員と事業主との間の負担が折半になつておりますし、公共企業体の制度あるいは厚生年金における制度、国家公務員の制度等から比較いたしますと、問題として今後検討を要する事項の一つであらうかと思ひます。

ものとして財源率の必要を計算いたしますと、千分の〇・三一といらうが業務上の傷害の際の財源率であるうといふうに計算をいたしておるわけでござります。

用意して対応されるという場合に、この自由民主
党の小委員会試案の中にもありましたように、整
理資源といふものの目的といふものは、組合員の
掛け金負担の軽減をはかるということはどうたつて
おる経過があるわけでありますので、質問の意図
するところは当然折半負担ではなしに、組合員の
負担軽減のほうをより多くするという、そういう
方向であるべきであるといふ観点に立つてお尋ね
をするわけであります。この辺の従来の折半方式
の理論的根拠と、今後政府が大幅な財政負担をあ
えてした場合に、この折半を組合員負担の軽減に
より重点を置くという方向で、いわゆる大臣の言
われる前向きといふか、上向きといふか、内容が
そういうふうに理解していくか、その点をお伺い
したい。

○政府委員(和田正明君) 現在折半になつておりますところの理論的根拠といふお尋ねでござりますが、外国の例では、雇い主がある程度負担をしている実例があるようでございますが、日本の各

種の公約年金制度では、大體、生計費を支

◎政治观察(月刊)(附录)

卷之三

例に農林年金もならつたというふうに私は理解をいたしておるわけでござります。ところで、先ほど々に負担するといふ実例が多いので、それらの様に、また、いま渡辺委員からお話をございまして、届いだ主側の負担との間に差を設けると申しますが、そういう考え方は、やはりこの年金制度自体にも考え方によつては成り立た得ると思います。で、大体そないいたしますについて、事業者である農協はじめ各種の団体の経理面その他についても十分広い配慮を加えなければなりませんし、そちらの点につきましては、今後國の補助額をどのようなどころに持つしていくかということとの関係の中で十分団体なり、組合員の意見などを聞きまして具体的に処理をいたしたいと思っておりますが、やはり折半でなければならぬといふような理論上の根拠があるというふうには私は思つておらないわけでござります。

○渡辺勲吉君　いまの実態で明らかになつたことは、その組合員期間も非常に女子は男子より短い。標準給与も低い。平均年齢はもとより低い。したがつて、女子の場合は年々ますます減少の一途を辿る。上りますと、現在おります組合員だけについて見ますと、男子が三十八・八才、それから女子が二十七・八才でございます。それからすでに組合員たる資格を失いました者についてだけ見ますと、男が三十八・一才、女子が二十五・四才でございます。それから組合員期間でございますが、現在おります職員についての比較でまず申し上げますと、男が八年二カ月、それから女子が三年九カ月でござります。で、同様のことをするためにやめた者について見ますと、男子が五年八カ月、女子が三年三カ月ということになります。それから標準給与でございますが、現在おります組合員について申しますと、標準給与の平均が一万五千四百二十二円、女子が一万四千四十五円、やめました人について申しますと、男子が二百万七十七円、女子が一万一千九百二十六円でございます。

○政府委員(和田正明君) 現在の制度でも女子で退職年金の支給を受けている者が皆無といふわけではございませんで、支給を受けております、資格を持ちました者の一割は女子ということになつておるわけでござりますが、まあそれにいたしましても、組合員全体の構成の比率に比べますれば御指摘のように低いとともに事実でございます。また、女子職員は勤務年限が平均的には少なく、結婚等をいたしまして家庭の人となる機会が多いとか、再就職をする機会が少ないとかいうことは、女子職員の特性としてそういうことがあらうかと思うのでござります。厚生年金についてはそれらの事情を前提にいたしまして、ただいま渡辺委員おっしゃいましたように、掛け金も低くし、また給付の開始に要します勤続年数も男子とは差等を設けた制度がござることは御承知のとおりでございますが、農林年金についても同種の制度を考えることも一つの方法論だと私も思うのでござりますが、そのように全体の仕組みを交えます場

向きにひとつ大臣、善処をしてほしいと思います。
次に、女子の取り扱いについてお伺いをします。
農林年金の組合員のうち、女子は一体何万人
あって、全体の何%を占めておりますか。
○政府委員(和田正明君) 四十年三月現在の組合
員数で申しますと、総組合員数が三十三万八千七
百七十七人に対して、男子が二十二万一千三百十
四人、女子が十一万七千四百六十三人ということ
で、ほぼ二対一の比率で男子と女子の割合になつ
ております。

○渡辺勘吉君 相当の部分を想像したよりは女子
職員が占めておるという実態であります。この
女子の平均組合員期間、平均給与、平均年令等は、
男子と比べてどういう開きになつておるのか。ま
た全体の平均値と比べてこの女子の組合員期間、
平均給与、平均年齢はどうなつておるのか。この
二点の実態を御説明を願いたい。

○政府委員(和田正明君) 事業開始以来本年の三月三十一日までの給付の実績で申し上げますと、退職年金の支給を受ける資格を有する者が三千三百二十五名おりますが、そのうち約一割、三百四十二名は女子職員でございます。

○渡辺勘吉君 で、この女子の場合、年金もつかない現実、しかも強制加入をしておる。しかも、その掛け金は男子と同じように徴収をしておる。まあ現実には非常におかしいと思うのです。厚生年金では御承知のように、女子については特例を設けておる。三十五才以上の期間が十五年あればよいことになっておるのに、また掛け金も、一般男子より厚生年金の掛け金は女子の場合は低い。こうした特例が農林年金に也有つてもしかるべきではないか、夫婦を替えれば。この点につれての

合には、男子のほうの掛け金負担がやはり増加をしてまいるというケースがございます。それどころか先生の御指摘のような問題もあるわけでござりますが、組合員全部が必ずしも先生や私のようにフェミニストばかりでもないものでございますから(笑声)必ずしも組合員の納得が得られないのをございます。今後十分検討を加えて結論を出したいと思います。

○渡辺勲吉君 時間も五時間近くになつておられますから、まだお尋ねをしたい問題が五項目ございまですが、しかし、これは省略をします。たとえば公益法人などで農林漁業の発展に寄与している事業を行なっている団体について、この適用を受ける問題についてもつと突っ込んでいろいろ意見を開陳し、政府の見解を明らかにしたい問題もあります。あるいはこの通称農林年金に対する国の監督、あるいは運営の行き過ぎの規制に対する反省を求める問題点、その他三項目まだありますけれども、二つ目

最後に、農林大臣にお尋ねをいたしますから、簡潔にひとつ大臣の決意のほどを伺つておきたいのです。

先ほど来いろいろお尋ねをいたしました中で、

旧法組合員期間についても新法の給付率を適用するということを、昭和四十二年度以降において必要な措置を講ずる必要がある。既裁定年金につい

ても新法の給付を適用して改定をする必要がある。給付費に対する国補助率を百分の二十に引き上げる必要がある。整理資源についても社会保障制度審議会の答申の主旨を尊重し、かつ、他の共済組合に対する取扱いと

共済組合に対する取り扱いのバランスも考えて、昭和四十二年度からこれに対する国補助を増額するよう措置する

私は先般來の質疑を通じてかくのごとき内容と理解をいたしたのであります。年金額のスライド制についても、これはその具体的な基準を關係方面とすみやかに折衝を終了して明らかにする必要がある。こういう一連の農林年金の前向きの問題に對して大臣はいかなる決意を持つて当たられるようになりますか、その所信のほどを伺つて、私の質問は終わります。

○國務大臣(坂田英一君) ただいまの御質問につ

いては、そのつど申し上げておったのでございま

すが、簡潔に申しますと、ただいまの御質問に對し、また御要望に對しましては、できるだけそ

の方向に努力いたしたい、積極的に努力いたした

い、こう考えております。

○委員長(山崎吉君) 他に御發言もなければ、こ

れにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎吉君) 御異議ないと認めます。よって農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する質疑は、これをもつて終局速記をとめて。

〔午後四時五十五分速記中止〕

- 委員長(山崎吉君) 速記を起こして。
- 委員長(山崎吉君) これより農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案について討論に入ります。
- 委員長(山崎吉君) 御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もなければ、討論はないものと認めて御異議ございませんか。
- 委員長(山崎吉君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」
- 委員長(山崎吉君) それではこれより採決に入ります。
- 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

- 委員長(山崎吉君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
- 渡辺勲吉君 渡辺君から発言を求められておりますので、これを許します。
- 委員長(山崎吉君) おはかりいたします。
- 委員長(山崎吉君) 渡辺君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

- 委員長(山崎吉君) 「賛成者挙手」
- 委員長(山崎吉君) 全会一致でござります。
- 委員長(山崎吉君) よって、本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。
- 國務大臣(坂田英一君) ただいま可決されました農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案について、自由民主党、日本社会党、公明党、三党共同提案による附帯決議案を提出いたしますので、御賛同願います。
- 案文を朗読いたします。
- 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案
- 政府は、老後保障の重要性にかんがみ、今後、公的年金制度の改善に一層努めるべきである。農林漁業団体職員共済組合については、給付額及び掛金等にみられる他制度との不均衡の是正に努めるとともに、特に次の事項について検討を加えた上、すみやかに、その実現をはかるべきである。

- 委員長(山崎吉君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成については、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長(山崎吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
- 本日は、これをもつて散会いたします。
- 午後五時三十六分散会

- 六月三日本委員会に左の案件を付託された。

- 1 旧法組合員期間についても新法の給付率を適用するよう、昭和四十二年度以降において、必要な措置を講ずること。

- 2 既裁定年金についても、新法の給付を適用して改定する措置を講ずること。

第二六四二号 昭和四十一年五月二十四日受理

アメリカ脱脂粉乳の輸入阻止等に関する請願

請願者 岩手県水沢市大畑四一ノ五 永井

庄蔵外十九名

紹介議員 鈴木 力君

アメリカ脱脂粉乳の輸入と給食を即時とりやめ、

引上げるよう努力すること。整理資源についても、社会保障制度審議会の答申の主旨を尊重し、かつ、他の共済組合に対する取扱いと

の均衡をも考慮して、昭和四十二年度からこ

れに対する国の補助を増額するよう措置すること。

4 年金額のスライド制については、その具体的基準をすみやかに明確化すること。

○委員長(山崎吉君) おはかりいたします。

渡辺君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(山崎吉君) 「賛成者挙手」

○委員長(山崎吉君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致でござります。

○委員長(山崎吉君) よって、本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○國務大臣(坂田英一君) ただいまの決議に対し、農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○委員長(山崎吉君) 附帯決議の御趣旨につきましては、政府としては慎重に検討の上善処いたします。

○國務大臣(坂田英一君) 附帯決議の御趣旨により、議長に提出すべき報告書の作成については、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、

○委員長(山崎吉君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山崎吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日は、これをもつて散会いたします。

午後五時三十六分散会

請願(五通)

請願者 山口県萩市山田山田農業協同組合

長 大田隆明外百八十名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

1 アメリカ脱脂粉乳の輸入阻止等に関する請願(第二六四二号)

1、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に

関する請願(第二六六三号)

昭和四十一年六月十五日印刷

昭和四十一年六月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局